

利用助成金交付事業のお知らせ



平成26年4月1日(火)から、まつやまファミリー・サポート・センター【育児】援助を利用する方を対象に、利用料金の一部助成制度が始まります。

働く女性が増える中、急な残業などで保育園や児童クラブへ子どもを迎えに行けなくなり困るケースがあります。このような場合に利用できるサービスは多種多様ですが、利用回数が多くなるにつれ、利用料がかさみ、親にとっては大きな負担になります。

そこで、少しでも負担を軽減しようとするのが、【利用助成金交付事業】です。

この制度は、まつやまファミリー・サポート・センターに登録する【育児依頼会員を対象】に、毎月の利用料金の一部を助成するものです。

(※但し、ひと月の助成金には上限があります。)

【申請方法】

- ・まつやまファミリー・サポート・センターの窓口にて会員登録を行い、【利用助成券交付申請書】に必要な事項を記入・押印し、提出してください。当該年度分の利用券をお渡しします。

※児童扶養手当を受給されている方は、申請時に「児童扶養手当証書」を提示してください。確認（コピーを取らせていただきます。）後、当該年度分の利用券をお渡しします。

【助成内容】

- ・助成額 利用券 1 枚で報酬 1 時間基準額の半額を助成
- ・利用限度 1 世帯 1 か月の利用可能枚数は、利用券 5 枚まで
児童扶養手当受給者は、10 枚まで使用可能

【使用方法】

- 1時間利用につき利用券2枚まで使用可

※援助時間が1時間未満の場合 / 1時間分の報酬が発生しますので
利用券のみでお支払いの場合は2枚必要になります。

※キャンセル料には使用できません。

【注意事項】

- 利用券の使用期限は、利用券に記載されてある各年月内です。
- 利用券は、松山市が実施するまつやまファミリー・サポート・センターの育児援助活動にのみ使用できます。
- 利用券の交付を受けた依頼会員に限り使用することができます。
- 利用券は、他人に譲渡したり、換金したりすることはできません。
- 依頼会員でなくなった時は、未使用の利用券をセンターへ返還してください。
- 利用券の申請は、各年度ごとの申請が必要となっております。

【お問い合わせ先】

まつやまファミリー・サポート・センター
TEL/089-945-1008

